

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5、議案第2号、多度津町行政手続条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

それでは、議案第2号、多度津町行政手続条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために共通する事項を定めた法律「行政手続法」が、処分前の手続きや、行政指導に関する手続きにつきまして、一部改正がなされたことに伴い、本条例についても、改正内容に準じ、規定の整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

今回の改正は、国民の権利利益の保護の充実を図ることを目的に、行政指導や処分に関する新たな手続きを整備したもので、その条や章の新設に併せて、目次にも、第4章に「第34条の2」を、また新たに「第4章の2」を加えました。

なお、本則の中で、法律における条項等の移動、また「名あて人」及び「かわる」のひらがな表記から漢字表記への変更、また「成年後見人、未成年後見監督人」を「後見人、後見監督人」と改めることにつきましては、改正法と併せた改正といたしましたので、それらにつきましての説明は省かせていただきます。

それでは、4ページ下段第2条でございませう。

ここには第2号として、改正法で用いる「法令」の意味する範囲を明らかにするために、本条例も同様に、定義として「法令」を新しく置くことといたしました。

この第2号を加えることによりまして、元の第2号から第7号を1号ずつ繰り下げております。

続いて新旧対照表10ページをご覧ください。

今回の大きな改正点の1つ目となります「行政指導の方式」第33条第2項の新設です。

これは、町の機関が行政指導をする際に、許可を取り消すとか、申請を不許可にするなどと示す場合は、その相手方に対して、第1号から第3号に、取消しや不許可等の根拠となる法令等の条項や理由等を示さなければならないという明

示事項を規定しております。

これもこの項を加えることによりまして、第2項を第3項、第3項を第4項に改め、また、第4項第2号には、書面請求に対して交付義務がないものとして「電磁的記録」を加えております。

続きまして、改正点の2つ目といたしまして、「行政指導の中止等の求め」第34条の2の新設でございます。

これは、第1項、行政指導がその要件を定めた法律または条例等の規定に適合しないと考えられる場合、相手方は行政指導をした町の機関に対し、第2項の申出書を提出して、その行政指導の中止やその他必要な措置をとることを求めることができるというものです。

その場合は、第3項、行政指導をした町の機関は必要な調査を行い、結果に基づき中止等の必要な措置をとらなければなりません。

最後に、13ページをご覧ください。

3つ目の改正点、「処分等の求め」として、第4章の2を設け、第34条の3を新設しております。

これは、第1項、法令等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思うときは、誰でもその処分または行政指導をする権限を有する町の行政庁または町の機関に対して、第2項の申出書を提出して、第3項、必要な調査を行い、その是正のための処分または行政指導を行うことを求めることができるというものです。

3ページをご覧ください。

これら、行政手続法に新たに設けられた規定を参考にしつつ、本条例の運用上の課題を整理し、より一層適正な行政手続制度の構築を図るための改正を行おうとするもので、施行日は公布の日としております。

以上、簡単ではありますが、議案第2号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。